

公定価格に関する議論の整理

平成30年1月17日

○ 運営実態を踏まえた公定価格設定の適正化

(主な意見)

- ・ 管理業務の効率化などコスト削減を検討すべき。
- ・ 子どものために使われるべき事業費等が十分なのか分析が必要。
- ・ 現在の地域区分では、地域の事情を適切に反映しておらず、区分境の公定価格の低い方の地域では人材確保が非常に困難になっている。
- ・ 2号児の給食に係る費用を主食分も公定価格に含めるべき。
- ・ 1号部分の通園送迎加算及び給食実施加算の額が不十分であり拡充すべき。
- ・ 公定価格で設定されている園長分の給与が不十分であり拡充すべき。
- ・ 質の高い教育・保育を提供するためにも公定価格の積算は現行の積み上げ方式を維持してほしい。
- ・ 保育所からの研修参加は非常に厳しい状況であり、公定価格に含まれている年休代替要員費や研修代替要員費を確保すべき。
- ・ 各施設の規模、地域、法人種別の違いを踏まえて収支差をどのように評価するか。
- ・ 地域別の最低賃金を考慮すべきではないか。
- ・ 法人単位でのスケールメリットに応じた見直しを考えるべきではないか。
- ・ 複数施設を運営している社会福祉法人について、経営努力の中で収支差が出ていることだけに着目して公定価格を決めるべきではない。
- ・ 効率的な運営は経営上望ましいことなので、見直しに当たってはその意欲を妨げることのないよう留意するとともに、効率化のためのノウハウを共有できるようにするべき。
- ・ 公定価格基準の職員配置よりも実際の職員配置の人数が上回っていることを踏まえ、公定価格を設定するべき。
- ・ 幼保連携型認定こども園の施設長に係る経過措置は継続するべき。
- ・ 認定こども園は1号児、2・3号児の組み合わせで公定価格を設定しているが、いずれは独自の基準を設定していくべき。

- ・ 居宅訪問型保育事業に関して、保育を提供していない日について、公定価格を日割りにすることには反対である。
- ・ 保育士不足が深刻になっているので、人材確保に費用がかかるので予備費等を確保しておかないと職員雇用もままならない。
- ・ 基本分単価について、地域性や定員規模などを細かくみた上で、加算・減算によるメリハリをつけることが必要。
- ・ 市区町村ごとに異なる請求書様式の共通フォーマットを作成することで、事務負担軽減を図るべきではないか。
- ・ 新制度に移行している幼稚園については、小規模園や都市部以外に所在する園が多いことに留意するべき。
- ・ 調査対象時点は、新制度が開始して2年目であり、慎重な経営を行っている園が多いことに留意するべき。
- ・ 今回の調査結果を総合的に判断して、公定価格を引き下げる見直しは必要ない。
- ・ 施設の運営は10年、20年のスパンで考えていく必要がある。
- ・ 公定価格の見直しをすると新制度への移行を検討している幼稚園が移行しなくなるのではないか。

(今後の方針)

- 公定価格の個々の経費の設定と実際の運営コストとの比較による公定価格の検証・分析を踏まえた設定
- 公定価格の基本単価部分の加算化・減算化の検討
- 複数施設を設置している法人に係る調整措置についての具体的な検討

○ 教育・保育の質の向上

(主な意見)

- ・ 保育士等が長く働き続けるためにキャリアアップの仕組みの構築を進めるべき。
- ・ 保育士等の平均給与は他職種に比べて低く処遇改善が必要。併せて研修機会の確保も必要。
- ・ 女性職員が多い職場であることを踏まえ、産休・育休の取得や職場復帰を支える代替職員についても考慮した人件費とするべき。
- ・ 非常勤職員の処遇改善についても検討を進めるべき。

- ・ 処遇改善等加算Ⅱの要件となる研修について、文科省、厚労省からそれぞれ通知等が出されているが、自治体が混乱しないように、認定こども園の取り扱いも含め、三府省で早急に通知の発出をしてほしい。
- ・ 処遇改善等加算Ⅱについて、加算要件等を各施設や運営法人の実態に合わせた柔軟な仕組へ改善するべき。
- ・ 公定価格について考えていく際は、法人単位で考えていくべき。
- ・ 保育士の処遇改善等加算が適切に人件費に反映されているかの検証など、公定価格の適正化が必要。
- ・ 人事院勧告はしっかりと反映していくべき。
- ・ 各地域で幼児教育の内容の充実が図られるよう、幼児教育アドバイザーの配置や幼児教育センターの設置の全国展開等が図られるべき。
- ・ 無償化の財源の話が出ているが、約束いただいている0.3兆円超の質の向上も早期に行うべき。
- ・ 公費による保育の質を確保していくためには、更に保育内容の「見える化」を進めていくことが重要。また、見える化したものについて事後的に評価していくことも必要。
- ・ 見える化については、園の特色だけではなく、基礎部分をいかに丁寧に行っているかという視点で行うべき。またその評価に当たっては、大人の目線だけではなく、子どもの目線も考慮するべき。
- ・ 保育内容の見える化だけではなく、保育のアウトカムの見える化も必要。
- ・ 公立、私立の職員給与の格差を是正すべきではないか。
- ・ 規制改革推進会議や地方分権有識者会議の議論は保育の量的拡大に偏重している。保育の質の向上にも重きを置いていただきたい。
- ・ 幼稚園教諭・保育士等の配置改善、加算の見直し・充実が図られるべき。
- ・ 各園で教育・保育課程や指導計画の編成・見直しを行うことが重要であり、そのための人員配置や保護者等への見える化が必要。
- ・ 0.3兆円超の質の向上の実現に向けた必要な財源は、税財源で確保すべき。

(今後の方向性)

- 29年度の人事院勧告を踏まえた給与改善が適切に反映された公定価格の設定
- 処遇改善等加算などの職員給与への反映状況に関する実態把握と検証・分析
- 子ども・保護者のための保育の質の「見える化」のための具体的方策の促進の検討

■0.3 兆円超の質の向上の実現に向けた必要な財源の確保

○ 経営実態調査を含めた今後の実態把握のための課題 (主な意見)

- ・ 運営する法人の会計基準の違いを踏まえて収支差をどのように評価するか。
- ・ 収支差については、施設整備に対する施設種別ごとの補助制度の違いを考慮し判断するべき。
- ・ 上乗せ徴収や地方単独補助については、収入・支出から除き、公定価格のみで収支差を出すべき。
- ・ 借入金利息や本部繰入金も含めて収支差をみるべき。
- ・ 収支差だけでなく職員の人事費や処遇改善といった質の確保等運用実態も踏まえた上で適正化を行うべき。
- ・ 今後も継続して実態調査を実施していくべきではないか。
- ・ 認定こども園への移行のめどが立つと考えられる 2019 年度に実態調査を行うべきではないか。
- ・ 2019 年度に消費税が 2 % 上がることから、その影響を見るために来年もう一度経営実態調査を実施するべき。
- ・ 回答いただぐ事業所の負担を軽減するためにどのような工夫ができるか。
- ・ 公立施設について収支差で経営状況を判断することが難しいのであれば参考となる指標を示すなどの工夫が必要ではないか。
- ・ 調査結果の信頼性を高めるため、各種団体や専門家も入れて調査設計をするべきではないか。
- ・ 全体の有効回答率は 5 2 % であるが、個々の質問事項や施設種別に見た時に有効回答率が低いので上げていく工夫をすべき (ICT の活用を含む。)。
- ・ 調査票の作成にあたっては、各種団体や専門家などを交えて検討してはどうか。

(今後の方向性)

■調査の設計・方法等に関する検討

- ・ 各種法人会計基準等の違いを踏まえた評価方法の検討

- ・公定価格による収支と、公定価格に含まれない補助事業、地方単独事業、実費徴収等による収支を区分する方法の検討
 - ・経営実態調査で把握する収支差に教育・保育に係る収支以外の借入金利息や本部繰入金を含めるかどうかの検討
- 経営実態調査以外の公定価格の検証方法の検討
- 有効回答を確保するための経営実態調査の記入者負担の軽減方法の検討（ICTの活用を含む）
- 経営実態調査の実施時期を含めた公定価格の見直し周期の検討